

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の
納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 背景

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）において、行政手続及びこれに関連する行政機関等の事務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることが基本原則として掲げられており、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和 4 年法律第 39 号）によって、国家資格等情報連携・活用システムによる手数料をはじめとする国の歳入等について、主務省令を定めることで、情報通信技術を利用して自ら納付する方法及び情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法による納付が可能となったところである。

今般、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に規定する給水装置工事主任技術者免状に関する手続（以下「給水装置工事主任技術者免状関係手続」という。）に係るオンライン申請を開始することに伴い、給水装置工事主任技術者免状関係手続に係るオンライン申請の際に納付しなければならない手数料については、情報通信技術を利用する方法による納付が可能となるよう、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和 4 年国土交通省令第 85 号）の別表に、給水装置工事主任技術者免状関係手続に係る手数料を追加する改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

給水装置工事主任技術者免状関係手続に係るオンライン申請の際に納付しなければならない手数料については、情報通信技術を利用する方法による納付を可能とする改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 令和 8 年 9 月中旬